

# 令和8年度事業計画

## ○ 基本方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の構築、維持において相互扶助の精神のもとに地域医療の確保や地域住民の健康増進に大きく寄与してきた。

しかしながら、急速に進む人口減少、少子高齢化の進展や被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少などにより、事業運営は極めて厳しい状況が続いている。

そのため、国においては、全世代型社会保障の構築に向け、更なる医療・介護保険制度改革の検討を進めるとともに、医療DX推進、こども未来戦略「加速化プラン」など、こども施策の充実等の取り組みが進められている。

また、医療DX推進の施策の1つとして、本年4月より「全国医療情報プラットフォーム」の一翼を成す介護情報基盤を通じた情報共有が開始される。これにより、利用者の利便性向上、市区町村の業務効率化など、介護と医療の現場の負担を減らし、より働きやすく、良いサービスの提供が可能となる。

このような状況の中、本会は国保中央会と連携して、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保総合システムの最適化を進めるとともに、システムのモダン化を図り、本年より保守・運用費用を削減していくための開発作業に着手していく。

さらに、令和5年度より新たに配置した業務改革担当を中心に業務改善(BPR)に取り組むとともに、一昨年よりデジタル技術を活用した「RPA」により、定型業務の自動化による処理精度・生産性の向上を図り、さらなる業務効率化を図っていく。

国保制度を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではあるが、その変化に的確に対応し、国保制度をはじめ、後期高齢者医療事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等の円滑な運営に貢献するとともに、保険者により寄与できる各業務の強化を図り、一層の信頼関係を構築する。

その実現のために令和8年度は次の各種事業を積極的に推進する。

## ○ 主な事業内容

### 1 診療報酬等審査支払事業

#### (1) 診療（調剤）報酬審査支払業務

##### ① 診療報酬審査委員会の運営

○ 令和3年3月31日公表の「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査委員会と連携を図りながら全国統一の審査基準に沿った審査を実施するとともに、審査結果を国保中央会ホームページに公表することを通じて審査の可視化を図り、審査基準の適切な運用に努める。

○ 審査委員会、運営委員会、専門部会（7万点以上）及び再審査部会を毎月開催し、審査内容の協議や情報共有、審査方針の決定等を行い審査の充実に努める。

○ 審査委員の基幹会議である、全国国保審査委員会会長連絡協議会、地区別審査委員会会長会議及び全国常務処理審査委員連絡会議等へ出席の上、審査委員会及び事務局で協議結果等を活用し、審査精度の向上につなげる。

##### ② レセプトの事務点検・事務共助

○ 医療費適正化の推進に向け、査定率向上と審査事務共助の充実・強化を図る。

- ・審査事務共助知識力及び医学的知識等の向上を目的とした職員研修の実施、国保中央会主催の各種審査担当職員研修の受講
- ・全国共通のコンピュータチェックの活用

#### (2) 療養費審査業務

##### ① 柔道整復施術療養費の審査の充実と適正化

- ・柔道整復施術療養費審査委員会での傾向審査で特定された部位転がしや多部位請求等が多く見受けられる施術所に対し、請求内容が適正かどうかを専門部会で協議したうえで、必要に応じて施術所への文書注意及び保険者等への情報提供を行い、療養費の適正化に務めていく。
- ・厚労省の専門委員会等において、施術管理者へ確実に支払うための仕組みや、オンライン請求システムの導入も検討されていることから、今後も情報収集に努めていく。

##### ② 療養費の審査業務

- ・療養費の審査業務については、県内保険者より委託を受け審査を行い、適正化に努めている。
- ・あはき療養費審査委員会の拡充（あはき専門家の審査委員招へい）については、国が明確な審査基準を示した段階で取り組むこととしている。

## 2 保険者支援事業

### (1) 保健事業に対する支援

#### ① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

##### 1) 保健事業支援・評価委員会による支援

本委員会では、主に国保ヘルスアップ(支援)事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の計画策定段階から事業目的、目標、評価指標の設定等について助言を行う。

また、評価指標の達成状況を確認し、実施方法や実施内容の軌道修正について助言を行うことで、保険者が自らPDCAサイクルに基づき、効果的・効率的な保健事業が可能となるよう支援を行う。加えて8年度は第3期データヘルス計画の中間評価の年度であり、委員会はその支援も併せて行っていく。

なお、委員会の支援を求める保険者以外の保険者についても、オブザーバーとして参加を募り、協議の傍聴及び事業の取組み内容について意見交換が行える取組みを行っていく。

その他、各保険者が参照するために本会で取りまとめた保健事業支援・評価委員会助言事例集について、今後の助言も追加しながら適宜整理を行い、内容の充実を図っていく。

##### 2) データヘルス計画の推進にかかる資料の提供

データヘルス計画の評価支援として、データ集の作成業務を令和6年度長崎県より受託し保険者へ提供した。データ集ではKDBシステムなどのデータを取り込み、自保険者では作成困難な他保険者との健診及び医療費データの比較及び、県内における自保険者の立ち位置を確認できるものとなっており、8年度も引き続き提供していく。

#### ② 国保データベース(KDB)システム等データ活用の推進

##### 1) KDBシステムの活用

各種研修会や保険者訪問支援において説明を行い、保険者のデータヘルス計画等に基づく保健事業実施に向けた支援の充実を図る。

##### 2) 保健事業支援システムの活用

- ・KDBシステム突合CSVデータを活用し、KDBシステムでは抽出が困難な事業対象者の抽出を可能とする保健事業支援システムを市町国保および後期高齢者医療広域連合へ提供する。
- ・KDBシステムの活用支援と同様、各種研修会や保険者訪問支援において説明を行っていく。

#### ③ 特定健診に関する業務

##### 1) 受診率向上に向けた支援

- ・他都道府県保険者の好事例についての情報提供
- ・県が実施している「ICTを活用した特定健診受診率等向上対策事業(ナッジ

理論に基づく受診勧奨等にかかる事業)」について、事業に必要な健診データやレセプトデータ等の提供

- ・長崎県保険者協議会による特定健診等の実施率向上対策
- ・テレビ・ラジオCMやインターネット動画共有サービスにおける広告等、特定健診受診促進にかかる広報の実施
- ・特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供事業については、医療機関より本事業への協力を得ながら、情報提供件数の増加を目指す。

## 2) 特定健診等データ管理関連業務

特定健診等データ管理システムを利用した特定健診等データの処理、管理及び統計資料作成等を行う。

- ・特定健診等の費用決済処理等の各種電算処理
- ・特定健康診査等の実施状況報告(法定報告)にかかる支援(説明会開催等)
- ・特定健診等の受診券等の作成
- ・特定健診等データに関する統計資料の作成及び提供

## (2) 国保保険者標準事務処理システムの運用支援

### 【国保保険者標準事務処理システム】

国保改革に伴う保険者事務が効率的に実施されるよう、国が主導的に開発した国保保険者標準事務処理システム(以下3システム)について、適切な運用及び運用支援を行う。

#### ① 国保事業費納付金等算定標準システム

長崎県からの委託を受け、保険料収納必要総額の算出や市町毎の国保事業費納付金額及び標準保険料率の算定を行っている。

#### ② 国保情報集約システム

資格情報連携チェック・オンライン資格確認で使用する資格情報の医療保険者等向け中間サーバーへの連携・世帯継続性の判定・管理・高額情報該当連携・管理・レセプトの資格確認及び各種共同事務処理に利用されている。(令和6年4月にクラウド化)

#### ③ 市町村事務処理標準システム

資格管理、賦課、徴収、出納、給付業務に関する処理を行う。

## (3) 保険者共同電算処理事業

以下の共同処理について、円滑な業務実施に努める。

- ① 国保共同電算処理業務
- ② (特別)高額医療費共同事業支援業務
- ③ 医療費・介護給付費通知書作成業務
- ④ 予防接種広域化事業
- ⑤ 後発医薬品差額通知書作成業務

- ⑥ 結核・精神抽出データ作成業務
- ⑦ 福祉医療費助成事業審査支払業務
- ⑧ 出産育児一時金等支払業務
- ⑨ 資格確認書の一括発行等業務
- ⑩ 高額療養費算定業務
- ⑪ 高額療養費支給申請勧奨通知作成業務
- ⑫ 高額療養費外来年間合算算定業務
- ⑬ 高額医療・高額介護合算療養費算定業務

#### **(4) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業**

「交通事故」「船舶事故」「ペットによる噛みつき」「食中毒」「闘争」などの第三者行為における損害賠償請求権の行使に関する事務を実施する。

保険者での求償事案の掘り起こしへ向けた支援策として、求償対象候補一覧表の提供を行うとともに、医療機関・損害保険会社に対しても、求償事務を円滑に実施するための周知を行う。

#### **(5) レセプト二次点検共同事業**

##### **【費用対効果向上の取り組み】**

##### **① 二次点検支援システムの活用**

点検項目の機械的チェックにより、効率的な疑義レセプトの抽出と点検レベル水準を確保する。また、点検項目の追加によって更なる費用対効果の向上を目指す。

##### **② レセプト点検専門員の育成**

専門的知識や経験による質の高い目視点検ができる点検専門員を育成するため査定事例等を活用した研修や情報の共有化等、専門的知識の向上を図る。

#### **(6) その他の各種事業**

##### **① 広報共同事業**

国保事業の普及・啓発を目的とし、マスメディア及びインターネット等を活用した広報事業を行う。

##### **② 健康づくり支援**

国保被保険者の健康づくりを推進するため、市町が行う健康まつり等に対して、健康器具の貸出しを行う。

##### **③ 統計資料の作成・提供**

- 1) 医療費速報データ
- 2) 疾病分類統計資料
- 3) 目で見える長崎県の国保

④ 在宅保健事業みつば会の活動

健康劇、紙芝居や講話等により、市町の保健事業への支援を行う。また、会員の資質向上を図るため、研修会を開催する。

⑤ 長崎縣市町村保健師会への支援

市町村保健師研修会を本会との共同開催で支援する。また、役員会等へ出席し、市町村保健師と連携を図るとともに、ニーズの把握を行う。

⑥ 長崎県国民健康保険診療施設協議会（国診協）の運営

協議会会員施設と全国国診協との連絡調整を担い、県内においては長崎県国保地域医療学会を毎年開催する。

⑦ 国保総合システム最適化等への対応

1) 国保総合システムの最適化

国保総合システムについては、機能面（機能の重複や活用していない機能の整理等）、非機能面（機器の保守や運用経費の適正化等）の2つの観点で最適化に向けた整理がなされ、段階的な最適化を実行している。

2) 受付領域機能の共同利用

医療機関からのレセプト受付領域については、社会保険診療報酬支払基金から提供される基本資材（仕組み）を共同利用している。

3) 支払基金との審査領域の共同利用の検討

令和7年9月、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金、国保中央会の3者が審査支払システムの共同開発の基本方針に合意し、レセプト電算処理システムの共通部分を共同開発・共同利用することとなった。

このことを受け、国保総合システムにおける審査領域をモダン化させたコスト縮減の検討がなされている。

⑧ 国保ネットワークの整備

国保ネットワークでは、国保総合システムの標準機能を強化・補完するものとして、国保総合システム用端末にて、カスタマイズデータの提供やグループウェア・共有ファイルサーバーの共同利用を実施している。

⑨ 研修会等の開催

1) 保健事業等担当者研修会

2) 特定健診等担当者説明会

3) 糖尿病性腎症重症化予防セミナー（県と共催）

4) 高齢者の保健事業セミナー

5) データヘルスの推進にかかる研修会（県と共催）

6) 長崎県国保運営協議会会長連絡協議会

- 7) 保険料(税)収納率向上対策研修会(県と共催)
- 8) 第三者行為求償事務研修会(県と共催)
- 9) 介護・障害者総合支援担当者説明会
- 10) 介護給付適正化システム等活用研修会(県と共催)
- 11) 初任者向け国保総合システム説明会
- 12) 国保実務担当者研修会
- 13) その他必要に応じて随時開催

### **3 介護保険関係事業**

#### **(1) 介護給付費等の審査支払業務**

- ① 介護給付費等の審査支払事務については、県及び保険者との受給者情報、事業所情報等の授受など、連携を密にして迅速かつ適正に行う。
  
- ② 保険者が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払事務について、保険者ごとに異なるサービス内容等各種情報に基づき、適正に実施する。

#### **(2) 介護給付適正化事業への支援**

「長崎県第6期介護給付適正化計画」並びに本会「中期経営計画」に基づき、保険者が取り組む介護給付適正化事業について、受託範囲の拡大も含め支援を行う。

- ① 適正化情報／医療情報との突合リストの提供
- ② 個別訪問等による活用研修の実施(県と共同)
- ③ 縦覧点検
- ④ 医療情報との突合点検
- ⑤ 介護保険者ニーズ調査の実施
- ⑥ ケアプラン点検(令和8年度より)

#### **(3) 介護情報基盤を活用した新たな保険者支援の検討**

医療・保健・介護・福祉分野の業務支援を総合的に行う本会の強みを生かし、令和8年4月から稼働する介護情報基盤も活用しながら、以下の支援策について検討する。

- ① データの提供
  - ・介護情報基盤のデータ等をもとに、介護事業計画や介護予防等の検討・評価に資するデータの提供
- ② 研修・伴走支援
  - ・データ活用の保険者向け研修等の実施
  - ・地域課題の分析や計画・介護予防の検討・評価の伴走支援

### ③ 事業受託

- ・計画策定の支援、基本チェックリスト等のデータ入力、ケアプラン点検など、保険者業務の受託
- ・介護給付適正化事業を効果的に行うため帳票等の見直し
- ・介護事業所からの問い合わせ対応にかかる負担軽減

## (4) 介護保険事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理のうち、各保険者に共通する次の事務の一元的処理により、保険者事務の効率化を図る。

### 【一般業務】

- ① 償還払給付額管理処理
- ② 高額介護サービス費抽出処理
- ③ 高額介護サービス費支給判定処理
- ④ 高額医療・高額介護合算処理
- ⑤ 統計資料作成処理
- ⑥ 原案作成委託料支払処理

### 【特別業務】

- ① 介護給付費通知作成処理
- ② 主治医意見書料支払処理

## (5) 介護サービス苦情処理業務

介護サービス利用者等から本会の苦情相談窓口寄せられる苦情相談・申立てについて、本会に設置している苦情処理委員会による審議結果をもとに、県・市町等関係機関と連携し、当該事業所への指導・助言を行い、介護サービスの質の向上に努めるとともに、利用者等の不安解消を図る。

## (6) 保険料の年金からの特別徴収に係る経由機関業務

特別徴収経由機関システムにより市町と年金保険者との特別徴収に必要な情報交換に係る事務処理を行うとともに、この仕組みを利用して、介護保険の補足給付に係る非課税年金情報及び年金生活者支援給付金の支給に係る所得情報の経由業務を行う。

## 4 障害者総合支援法等関係事業

障害介護給付費等の審査支払事務について、県・市町及び国保中央会と連携し、適正かつ効率的な審査支払事務を推進する。

また、市町に共通する事務を一元的に処理することで事務の効率化や経費の節減が図られるよう、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児給付費の計算処理等を行い、円滑な業務運用に取り組む。